

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
谷尾 薫	橿原市南山町二九七番地	桜井市大字山田二二八九番一ほか三筆
山本 裕樹	桜井市大字小夫三八八番地	桜井市大字三谷七三四番

二 認可年月日

平成三十年九月四日